

平成30年度安曇野市教育委員会 9月定例会会議録

日 時：平成30年9月25日（火）午後1時30分

場 所：安曇野市役3階「会議室301」

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、
教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子
事務局：教育部長 西村康正、学校教育課長 平林洋一、生涯学習課長 臼井隆昭、
文化課長 那須野雅好、図書館交流課長 丸山 高人、
学校給食センター長 丸山仁一、学校教育課教育指導室教育指導員 塩野治幸
書記：学校教育課長補佐兼教育総務係長 等々力洋子、教育総務係 岩原遼子
傍聴者：報道機関 2名、傍聴人 1名

◎開 会

教育部長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会平成30年9月定例会を開会いたします。

◎教育長挨拶

教育部長 では、橋渡教育長からご挨拶とこの後の進行をお願いいたします。

教育長 9月定例会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今般の災害とも言われる猛暑から一転、肌寒ささえ覚える陽気となり、また長雨で農作物の収穫への影響が心配される昨今でございます。

先週行われました市内小学校の運動会は、雨で延期もございましたけれども、委員の皆様にはご多用の中ご観戦いただき、児童に声援や励ましの言葉をいただきました。来月には音楽会や中学校の文化祭も予定されておりますので、是非また学校へ足を運んでいただきます

ようお願いいたします。

さて、現在平成30年安曇野市議会 9月定例会の会期中でございますが、9月13日から18日に行われた一般質問では多数の議員の皆様から教育関連の内容について、ご質問やご提言をいただきました。これらの詳細につきましては、次回の定例会で報告させていただくこととなりますので今回は項目のみ申し上げます。生涯学習の推進と文書館の位置づけは、認定こども園、小・中学校へのエアコンの設置は、赤ちゃん先生のさらなる取り組みは、学校お盆閉庁の評価は、夏休みの期間延長は、安曇野市の市費事務員について、小・中学校における暑さ対策は、不審者情報について防災行政無線の活用は、小・中学校に午睡を、子どもの鬱病について、小・中学校聴講生制度の導入は、LLブック優しく読みやすい本について、ブロック塀など通学路の安全確保は、段ボールヘルメットと学校防災教育の取り組みは、安曇野市誌編さんは、スマートフォンやゲーム機の使用についての対策は、部活動や武道の授業における危機管理体制は、子どもからの相談窓口は、穂高プールの存続は、平和教育の取り組みは、全国都市緑化信州フェアへの取り組みは等でございます。この中で、特に児童生徒の命や安全にかかわる小・中学校の教育環境の整備、このことについては適切、迅速な対応と引き続きの努力をしてまいりたいと存じます。

次に、現在秋の全国交通安全運動が実施されております。児童生徒、市民の安全教育については、本日傍聴にお見えの米澤様からたびたび市及び教育委員会に情報提供やご提言を頂戴しておりまして、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。これを受けてのことですけれども、全国で、「ながらスマホ」、自転車に乗りながらスマホを聞いたり見たりといったことでの重大な事故が発生しているということを、私自身も重く受けとめております。

今回の交通安全運動期間に合わせて、安曇野市教育委員会では、「交通安全教育指導のポイント」という資料を全校に配布いたしました。この資料は、県警の交通部交通企画課が監修をいたしまして、県交通安全教育支援センターが作成したものでございます。一例をご紹介しますと、指導項目、交通社会の一員としての自覚というところでは、「中学生は保護者の傘下から羽ばたき始める時期であり、交通社会においては当事者としての民事上、刑事上及び行政上の責任が生じてくる場合があることを理解させるとともに、交通事故が影響を及ぼす範囲が広範囲になることを理解させる」と、このようにありまして自転車事故の高額賠償事例なども紹介する内容になっております。

各学校では、これから秋の交通安全教室なども実施される時期になりますので、通常それぞれ自転車を持ち寄って正しい乗り方等の実践指導が行われることが多いわけですが、

それに加えてこの交通社会における一員としての自覚という部分でも、しっかりと指導してまいりたいと考えております。

では、本日もご審議よろしくお願ひ申し上げます。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議議案について、安曇野市情報公開条例第7条第5号に規定する実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討、又は協議に関する情報で公にすることにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、報告第1号 東京2020オリンピック聖火リレーの実施希望について、報告第3号 教育部各課報告のうち、学校教育課からの平成30年度全国学力・学習状況調査の結果概要について、これを非公開とするよう発議いたします。

また、条例第7条第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第4号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について並びに報告第5号 教育長報告の以上4件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、ただいま申し上げました報告事項4件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、報告第1号 東京2020オリンピック聖火リレー

の実施希望について、報告第3号 教育部各課報告のうち、学校教育課からの平成30年度全国学力・学習状況調査の結果概要及び報告第4号、報告第5号とします。

会議事項の順番につきましては、議案1号、議案第1号の2、報告第2号、報告第3号のうち平成30年度全国学力・学習状況調査の結果概要以外と報告第6号を公開することとします。以後、会議を非公開とし、報告第1号、報告第3号の平成30年度全国学力・学習状況調査の結果概要及び報告第4号、5号を扱います。

なお、議案第1号、議案第1号の2の共催・後援依頼にかかわる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から8月定例会の会議録の校正確認をお願いしてございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出いただきますようお願いいたします。

◎議案第1号 共催・後援依頼について

教育長 それでは、協議議案に入ります。

議案第1号 共催・後援依頼についてを議題とします。

教育部長 教育部全体にわたる案件につきましては、私からご説明させていただきますが、各課にかかわる個別案件につきましては、担当課長または担当職員から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

教育長 では、議案第1号 共催・後援依頼について、担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 議案第1号 共催・後援依頼について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いします。

確認をさせていただきたいんですが、No. 61の第30回ヴァイオリン演奏会の後援にかかわることです。ヴァイオリンの音楽教室が主催をして、そしてその音楽教室の主催している発表会を後援するという形で今まであまりこういうケースはなかったような気がするんですが、例えば今後のこととなりますが、どこかの音楽教室が発表会をするので、それについて後援依頼をとることが出た場合も同様な判断をしていく一つの前例になるのか、それともかつ

てこういうような例もあったのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

文化課長 過去の事例については、すぐに思い当たるものがないんですけれども、一応審査基準にのっかって客観的に判断するということではありますが、音楽スクールのなものについてはそれ自体が営業と言えなくはないんですけれども、この発表に関して言えば無料で大勢の人に自分たちの練習成果を見てもらいたいという、そういう趣旨での大会ということですので、審査基準に合致するということが可としたいという意見をつけたということになります。

唐木委員 お願いします。

入場料を取らないというのは、これは入場料を取ると著作権の問題とかいろいろなものがひっかかってくるのでこういう発表会の場合には無料だというふうに思うわけですが、今後の判断、前例とといいますか、そういうことを考えていきますと規模の大小とかいろいろなことが関係してくるんだと思いますが、音楽教室が個人として開催をする発表会について、教育委員会が後援をしていくということについて、広く音楽を広めていくという立場では賛成をしたいという気持ちもあります。

もう一つは、申請したものについて今後も認めていくかということに対して若干の違和感もあり、音楽スクールというのはやっぱり営利を目的とする部分もあると思うので、ちょっとひっかかるものもあるので他の委員さん方のご意見もいただきながら判断できたらなという気がいたします。

教育長 今の件につきまして、他の委員の皆さんはどうでしょうか。

須澤委員 他の演奏会はまたそれぞれに違いがあるだろうと思いますから、これが前例ということではないのではないかと、今後も個別に判断をしていっていただきたい、と。これは、74ページに記載があるかと思いますが、松本市と松本市教育委員会も後援をしているということで、広く皆さんにこれを知っていただきたいということかと存じます。ですので、課長の判断でよろしいのではないかと、こんなふうに思います。

教育長 他にはいかがですか。

二村委員 お願いします。

この第30回ヴァイオリン演奏会、うしやまヴァイオリンスクールの発表会ということですが、これは個人の方がやっているヴァイオリン教室で、そして今回初めての申請であったが、審査基準に合っているということから可にしたいということで、この個人の教室を利用するという事は、聞いてみたいと思う人よりも、むしろ通ってみたいと思う人のほうが

行く可能性が高く、また生徒の募集にもつながるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。もう少し考えてもいいのではないかなと思います。

以上です。

教育長 横内委員さん、いかがでしょうか。

横内委員 子どもが3人おりました、3人とも音楽の教室に通ってやはり定期的にこういった演奏会に出させていただけでしたが、教育委員会の後援を受けていた発表会、演奏会というのはちょっと記憶になくて、今改めてそうやって言われると考えさせられてしまうこの後援依頼の案件なんですけど、どうでしょう。たくさん音楽教室ありますけれども、そういった方がこれから教育委員会に後援をお願いするということが増えてくるのかな、ここは一線を引かなければいけないところなのかなと思ったりして、今考えさせてもらっています。

教育長 事務局としては、今のご意見の上に立っていかがでしょうか。

文化課長 なかなか、コンサート自体の行為が結果として営利に結びつくかどうかという判断は、非常に微妙なところであると思うんです。ここに上げられているこういう後援申請の中には、結果としてその先を見通した意図が感じられるものもないわけではないと思うんですけれども、この発表をやると営利に結びつきますよという明確な根拠というんですか、そういうものが提示されない限り、無料で誰でも見に来てくださいという趣旨でやる限りは、ちょっと完全に営利目的だからという、この要綱の中の公益性のあるもので営利を目的としないものであることというところの判断をどこで仕切るかというのが難しいということと入場料、参加料、出品料等の経費を徴収はしていないのでこれには該当してこないの、こうなるとあくまでも公益性があって営利を目的としないと、だからその音楽スクールの発表会が公益性はないんだ、と。それから、営利を目的としていないんだということがどこかでひっかかってそれがだめだというふうに言えるというのであればだめでいいと思うんですけれども、この申請書類を見る限りでは発表をという形で日ごろの練習の成果の発表ということ自体は、ある程度の公益性もあるでしょうし、無料で見てほしいということで、ただそこで入りましょうという申込書を配るかどうかというところが、ちょっとこの書類だけでは確認できませんので、そこまでを確認しなきゃいけないのであれば今回はだめという判断もできないかなと思うんです。今後は、同様のケースについては参加募集をしないとかそういうところもちゃんと確認をしていかなきゃいけないということになりますけれども、あくまでも我々のほうでは審査基準に合致するかどうかということなので、それ以外のところをどこまで含むかというのはなかなか難しいのかなというふうに思います。

須澤委員 私は、何々教室というふうに個人がやっている教室であろうとも音楽のこの発展につながっているということであれば、今課長がおっしゃった確かめということも今後必要かもしれないんですが、以前松本市の松本城内での何かのイベントが教育委員会で条例をつくってやめさせたようになったのもございますけれども、私は広くやはり考えていくのがいいのではないかと。個人のスクールでの宣伝につながるというところまで考え出すと、どのイベントも私的には該当するような気がするんです。だから、今回No. 1011から何個か出るんですよね、みんな初めてですよね。No. 53にしても、かんてんぱぱでやるということはかんてんぱぱの宣伝にもなると、こういうふうに思うんですよ。だから、今後どうかなというふうに実は私もこれちょっと考えているんです。これは、言いだすと切りがないというのが私の意見でございます。

文化課長 本件につきましては、松本市とか塩尻市、それから塩尻市教育委員会のほうにも同様の後援申請を出していただいたようですので、その結果につきましてこの会議の時間内に集約して報告いたしますのでその時点でもう一度ご判断願うというのはいかがでしょうか。

教育長 今、文化課長から提案がございましたが、結論はそれを待ってでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第1号のただいまの申請以外のところにつきましては、異議なしということよろしいでしょうか。

横内委員 すみません、1点お願いします。

疑問に思ったことなんですが、会則とかも添えて後援依頼を受けていると思うんですが、79ページのあずみ野子ども劇場の会則です。事務所を南安曇郡内に置くとか豊科町、穂高町、堀金村、三郷村とか書いてあって、実際に今実体と異なることがこの会則の中にうたわれていても、後援を受ける段階では特にこちらでは問題にしないということでしょうか。

文化課長 この団体の会則の中身については、会則を出してほしいということでその会則自体の中身の是非についてはこちらでは問うていないというところがあります。恐らくであります、南安曇郡内という、もうこれは古いということがわかるんですけども、このいずれかに置くというのは代表の方がかわったりする中で、どこに置いても一々その会則を変更できずにいけるということで、このような形をとっているんじゃないかなというふうに推測するわけではあります。出していただいたときに、ここの会則をごまかしているんじゃないかとかそれは会としてこの会則でやっているわけですので、一応そのいい悪いということについては特に指摘はしていないということですので、ご理解をお願いいたします。

横内委員 はい、わかりました。

教育長 他にご質問、ご意見はございますか。

(発言する者なし)

教育長 では、先ほど積み残したものの以外については、異議なしでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

◎議案第1号の2 共催・後援依頼について

教育長 では、議案第1号の2 共催・後援依頼について、担当より説明をお願いいたします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 議案第1号の2について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第1号の2は、承認されました。

◎報告第2号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 では、続いて報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定により報告させていただくものです。

報告第2号 後援依頼の教育長専決分の報告について、各担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、続いて、生涯学習課関連の後援依頼について、説明をお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育部長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 那須野課長、何か補足ございますか。

文化課長 ございません。

教育長 では、報告第2号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

横内委員 先週の土日でもう終わってしまったんですけども、明科でカヌースラローム大会のときにオーストリアのカヌーチームの選手と地元の小学生が交流できたという記事を新聞で拝見しまして、オリンピックに向けての機運醸成につながるし、子どもたちは一生忘れないと思ういい経験ができたのではないかと、カヌーに興味を持ってカヌーを応援するという子が増えたんじゃないかなと思います。たくさんのカヌーの大会が明科で今までも催されてきたりしていたんですけども、残念ながらカヌーに地元の子どもが親しんでいるとは言えなかったもので、これからもこういう後援というか大会の応援を是非していただきたいなと思いました。

以上です。

教育長 ありがとうございます。

生涯学習課長 ご意見ありがとうございます。本当に、地元の小学生が携わってカヌーに親しんだということで、また明南小学校のほうではプールでカヌー教室も3回ほど行いまして、カヌーに親しむというか練習するとかそういうこともありましたので、そういうところからカヌー人口も増えて、それから地域づくりが活性化していけばと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

二村委員 お願いします。

ちょっと質問をしたいんですけども、学校教育課と文化課のほうでは見当たらないんですが、9件の申請が生涯学習課から上がっているんですが、その中で申請日が記入してあって開催日がとても間近というものがあって、9件のうちの6件がもう開催が済んでいるという状況だと思うんですが、申請が何カ月前とか何とかというのは決まりがあるのでしょうか。

生涯学習課長 期日の取り決めはたしかなかったと思うんですけども、教育委員会にかける事項だということで教育委員会の開催前、新規については教育委員会は月1回しかございませんので、それに間に合うようなことをご案内しております。

それと、過去にやっている事業につきましては前から早目に出してくれというふうなことでお願いしておりますが、今確認事項でもし期日が合わないものがあればそれは是正しますが、とにかくその前には出していただいて、それは教育長の専決であっても毎年の申請でございますので早目ということは言っております。ですが、いろいろな事務局がかわったり、そんな関係で引き継ぎがうまくいってなくてぎりぎり申請してくるケースがあることはたしかでございます。すみません。

二村委員 わかりました。

教育長 他にございますか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては、異議なしということではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第2号は、ご了承いただきました。

◎報告第3号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課

教育長 続いて、報告第3号 教育部の各課報告に移ります。

学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いいたします。

中学生海外ホームステイの交流派遣事業でありますけれども、52名から14名を選抜するという大変なご苦勞があったかというふうに思うわけですが、明科中学校の参加者がなしということであるわけなんです、これは公平な選抜の結果としてこういう形になったということなのかということと、それから例年男女のバランスといえますか、男子が増えるといいねという話が出るわけなんですけれども、その辺の男女の内訳について教えていただきたいと思います。ただ、それは男子女子を調整しなさいという趣旨で質問をしているわけではないわけなんですけれども、お願いいたします。

学校教育課長 まず、1点目のお尋ねですが、明科中学校から選抜者がいないという件でございます。明科中学校からは1名の方にご応募いただきましたけれども、残念ながら選抜合格には至らなかったということでございます。

2点目でございますが、男女のバランスにつきましては今回、14名のうち2名が男子、12名が女子ということになりまして過去からすれば男子の割合が最も低い状態になっております。過去に一度、男子が2名のみということがございましたけれども、例年は男子が数名程度だったということですが、今回は男子が2名のみということでございます。いずれも公正

な審査の結果でございますので、特にこういったものを考慮してのバランスをとるとい
ことはしていませんのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

唐木委員 ありがとうございます。

教育長 他にございますか。

二村委員 お願いします。

この報告の中にない件なんです、一つ質問をしてもよろしいでしょうか。

各地域で5月、6月に開催された地域教育協議会において、安曇野市コミュニティスク
ル事業をこれからどうしますかというようなご質問を参加者の皆さんにしてあります。その
どうしますかというのは、学校応援隊の方々への有償であるか無償であるかという内容でし
た。そして、これを各地区から出た意見をまとめてこれからどうしようか検討を進めるとい
うことでありましたが、その後どうなっているのでしょうかということです。というのは、
10月13日土曜日に安曇野の子どもを語る会というのが開催されますが、そのときの討議のテ
ーマが「地域ならではの活動と学校教育」というテーマになっているのです。また、参加者
の中には地域からコーディネーターの方を含めていろんな立場の方が出ていらっしゃるの
で、多分そういう内容についての質問なり意見なりが出るかと思うんですが、教育委員会とし
てはどのようなご返事を持っていらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長 ご報告が遅れていて大変申しわけございません。まさに、いただいたご意見
もとに学校応援隊の有償か無償かのこと、それから有償とするか無償化とするかというこ
ろにはそれぞれ学校における事務負担というものも少なからず存在しています。そういった
ことも含めて、今どういった方向に持っていくかというところもあわせて検討中でございま
して、10月13日には間に合わないわけですけれども、次回定例会できちんと報告なりご提案
ができるように準備をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長 他にございますか。

須澤委員 一番下の学校安全総合支援事業、非常に結構なことだと思うんですが、アドバイザ
ーの方が大学の先生というお話でしたが、どういう方なのか、つまりどういう専攻の先生か。

学校教育課長 安曇野市には、2人の大学の先生の方に入っていていただいております。いずれも
信州大学の教育学部の教授の先生でございます。廣内先生、今般の研修総会の講演の講師を
務めていただく先生、もう一人は本間先生という方に入っていていただいております。いずれも

防災学であるとか地域学であるとか、そういったことをフィールドにされている先生であります。より実践的な防災訓練ということでございまして、先ほども申し上げたとおり子どもの命を守るための防災訓練ということで取り組みをいただいて、年に何回かは打ち合わせをいただいてその防災訓練をまず組み立てるところ、それから防災訓練を実施した後の効果の検証等も一連でお願いをしているという状況でございます。

以上でございます。

須澤委員 ありがとうございます。

非常に価値ある事業かと思えます。ありがとうございます。

教育長 では、学校教育課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 では、続いて、生涯学習課から報告をお願いします。

(2) 生涯学習課

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いいたします。

教えていただきたいんですが、人権教育推進事業で企業人権啓発講演会の今ご案内をいただいたりして非常にこう注目しているんですが、市の中では人権教育の推進は生涯学習課の人権教育のセクションだけが担当なのか。それとも、他の部署のところは例えば人権男女共同参画課とかその辺のところもあって、それとの連携とかそういうのはどんなふうに行われているのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

生涯学習課長 今の唐木委員のご質問にお答えいたします。

人権という形の中では、市では二つのセクションがございます。先ほどお話になりましたけれども、総務部の中に人権男女共同参画課という課がございます。そちらのほうには人権に携わること、教育以外という形になりますか、人権相談員とかそういう方をお願いしているのもそこということで、あと人権にかかわる啓発、教育部門が教育委員会の中に入っているという形になりますので、それ以外の方は人権ということで人権のほうの中に、あと今のように人権男女共同参画課ということですのでいろいろと何というか、セクハラとかああいのような人権的な問題とか男女平等とか、そちらの関係と一緒にそのような形の中でやって

います。今人権で今回の連携という形は、一応この事業については初めての連携ということですが、今までは共同で事業をやるというのはあまりないのかなというところもあります。実際のところ、大会とかそういうところには一緒に参加してということとはございますけれども、共同事業というのはあまりちょっとそういうことはない、と。

唐木委員 ありがとうございます。

それを感じたのは、今回企業人権啓発講演会をご案内いただいてLGBTの関係のことを今回講演されるということで、これはまさに人権男女共同参画というか、そういうジェンダーにあまりとらわれないでそれぞれが活躍できるようにというところにいるときに他の課というか、教育の分野だけではなくて他のところも連携できていると、うまく市全体にそういう考え方を広めていく一助になるのかななんて感じたもので質問させていただきました。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 1時間半を過ぎましたので、ここで休憩をしていただきたいと思います。2時50分から再開をさせていただきます。

(休 憩)

(3) 文化課

教育長 再開したいと思います。

続いて、文化課からの報告をお願いします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いいたします。

106ページの博物館企画展であります。大変興味深い地図が展示されていたんですが、非常に館だけの作業ではちょっと難しいお話をしなきゃいけないんですけども、奥のほうに細かい字が見えないんですよ。ああいうのを工夫していただいて、見た方々がわかる展示をするためのハードを少しご工夫いただきたいなど、あれはソフト的には難しいですよ。今ショーケースの後ろ側に入っていて、そしてあの距離が1メートル弱あって、そしてち

らから見ると文字が全く見えないというような感じだったんですけれども、前に出すのはちょっと難しいだろうし、そうかといって何かいい方法があるのかはよくわからないんですけれども、ちょっと残念だったなという思いを持って見させていただきました。非常にお金を要することなので大変かとは思いますが、今後は是非ご工夫をいただきたいなということをお願いしたいと思います。

文化課長 展示につきましては、私も見に行つて同じ感想を持ちましてその場でいろいろと館長、職員と話してきたという経緯がございます。ああいうガラスの展示ケースの中なものですから、どうしても距離が中途半端になってしまうということでもありますけれども、今後の展示方法につきましては、また今回いろいろとご意見をいただいたところでもありますし、いろいろと工夫をして見やすい展示を心がけていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

唐木委員 お願いします。

教育長 他にございますか。

(発言する者なし)

教育長 では、文化課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(4) 図書館交流課

教育長 では、続いて、図書館交流課から報告をお願いします。

図書館交流課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 図書館交流課からの報告について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 図書館交流課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

報告第3号は、非公開部分を除き、了承をいただきました。

◎報告第6号 穂高プール利用者アンケート集計結果について

教育長 続いて、報告第6号 穂高プール利用者アンケート集計結果について、生涯学習課か

ら報告をお願いします。

生涯学習課長 「穂高プール利用者アンケート集計結果について」について資料を読み上げ。

教育長 報告第6号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 特にございませんでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長 ありがとうございます。では、報告第6号はご了承をいただきました。

◎議案第1号の追加 共催・後援依頼について

教育長 議案第1号の積み残した分については、準備できましたか。お願いします。

文化課長 今、メモ書きをお配りしていますのでご覧ください。

近隣の許可の状況でありますがお手元のとおりであります。松本市はちょっと担当者が不在ということではありますが、松本の教育委員会は許可で、塩尻市教育委員会も許可ということでもあります。それから、松本市の社会福祉協議会はそこに書いてある理由で不承認ということでもあります。どういうことかといいますと、ちょっと裏面を見ていただきたいと思うんですが、この代表の牛山さんにつきましては毎年演奏ボランティア協会の代表として、そういうわくわくキッズコンサートなどをやっています、これは毎年教育委員会のほうに出されて7月に専決処分になっておりますが、そういう類いのものとはちょっと違うということで社会福祉協議会の組織の性格から不承認としたということのようであります。これを見ますと、松本市は担当者不在ですが、教育委員会と足並みが違うということはありませんので基本的にはそんな方向かなとは思いますが。

ただ1点、唐木委員からのご指摘の部分については、松本市のほうでもそういう意識がありまして今年から教室関係のものは比較的厳しくしているというような状況もあるようであります。ただ、今回の案件につきましては許可としているというところであります。

塩尻市の説明につきましては、先ほどの私と同じ理由になっているということでもあります。以上です。

教育長 では、事務局の説明を受けて、改めてご意見をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

唐木委員 お願いいたします。

今事務局のお話で、わかりました。自分が疑問に思ったところを正面から取り上げていただいたわけなんですけれども、教室関係については今後幾つかの課題も出てくるだろうという事は考えられるわけなんですけれども、今回周辺の市町村教委の考え方等も参考にして事務局の判断に沿っていくという方向でよろしいのではないかなというふうに考えます。

以上です。

教育長 他の委員の皆さんは、いかがでしょうか。

文化課長 1点、お願いします。

松本市教育委員会でも、非常に個人運営の教室などが増えていて判断に迷うということだと思えます。それを今年見直したというところがあって、安曇野市以上に人口規模も大きいですし、同様の事例があるということでそこを絞ってきたという実態も松本市では見受けられるので、今回はそういうこととしていただいてやはり個人的な教室の扱いについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。ただ、あくまでも取扱基準だけで見えちゃうとなかなか塩尻市のように難しいところもあるので、そこも含めてちょっと内部でまた検討させていただきたいと思えます。

教育長 それでは、第30回ヴァイオリン演奏会の後援申請については、事務局提案のとおり承認するという方向でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 わかりました。また課題については、引き続きよろしく願いいたします。

では、これをもちまして、議案第1号は承認をされました。

それでは、戻っていただきまして、以降の議題につきましては非公開といたします。

(以後、非公開会議)

◎報告第1号 東京2020オリンピック聖火リレーの実施希望について

◎報告第3号 教育部 各課報告(1)学校教育課「平成30年度全国学力・学習状況調査の結果概要」

◎報告第4号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第5号 教育長報告

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 次に、その他の事項を取り扱います。

参考資料としまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただきました。

(3) その他

教育長 次に、その他の事項に移りますが、委員の皆様、または事務局から何かありましたら
お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。委員各位には、ご協力いただきましてまことにありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 では、以上をもちまして、安曇野市教育委員会平成30年9月定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。